

## うべ元気ブランド認証製品活用促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「うべ元気ブランド育成事業実施要綱」に基づき、「うべ元気ブランド認証製品」(以下「認証製品」という。)の宇部市立小・中学校の給食等での積極的な活用を促進するため、この要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

### (補助対象者等)

第2条 この補助金の対象者(以下「補助対象者」という。)は、「うべ元気ブランド認証要綱」(以下「要綱」という。)第9条第1項に規定する認証を受けた製品を生産、加工する者または小中学校へ納入する者とする。

2 認証製品ごとの補助額は、別表に定めるとおりとする。

### (申請)

第3条 補助金を受けようとする補助対象者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) うべ元気ブランド認証製品活用促進補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) うべ元気ブランド認証製品活用促進補助金事業計画書(様式第2号)
- (3) 市税納税証明書(滞納がないことを証する証明)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金交付申請書を提出できる時期は、別に定める期日までとする。

### (交付の決定)

第4条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

### (交付決定の通知)

第5条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付された条件を補助金の交付の申請をした者に通知する。

### (申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内(市長が別に期間を定めたときは、その期間内)に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

#### (実績報告)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項第2号に係る事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、うべ元気ブランド認証製品実績報告書（様式第3号）を補助事業が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

#### (補助金の請求)

第9条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、うべ元気ブランド認証製品活用促進補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出された場合において、その内容を審査の上、適正と認めたときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

#### (決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱又はこの要綱の規定に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### (補助金等の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### (遅延利息)

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、

当該返還すべき金額を指定された期日までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に規定する遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅滞利息の全部又は一部を免除することができる。

（関係書類の整備）

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して五年間これを保存しておくなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月25日から施行する。
- 2 市はこの要綱の施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検証を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月27日から施行する。

別表（第2条関係）

認証製品	補助額（円）	単位
エイの竜田揚げ	20	円／100g
吟撰鱧の竹輪	28	円／100g
吟撰鱧の饗	33	円／100g
銘茶鳴門巻	36	円／100g
瀬戸内れんちょう	40	円／100g
きららえび	30	円／100g
常盤湖ハニータルト	16	円／1個
炭フィナンシェ	15	円／1個
おごっそ蟹せんべい	5	円／1個
記念館の見える街	24	円／1個
小野茶かりんとう	43	円／100g
小野茶麺	21	円／100g
宇部こだわりのかすてらげってん	32	円／100g
おひとついかが？うすしお味	116	円／100g
うべ物語	13	円／1個
煎茶フィナンシェ	15	円／1個
紅茶フィナンシェ	15	円／1個
宇部炭都バーグ	25	円／1個
宇部煉瓦	20	円／1個
茶葉まるごと 粉末緑茶	75	円／100g
桃色レンガのこみち	19	円／1個
宇部沖 朝獲れ鮮魚の一夜干し	40	円／100g
宇部街日和	18	円／1個
釜炒り小野茶	172	円／100g
米まんじゅう 吉部の里	12	円／1個
エヴァンゲリオン 初号機のかげら	30	円／1個
ブルーUBEリィー ブルーベリーようかん	18	円／100g
ブルーUBEリィー ブルーベリージャム プレミアムシリーズ	84	円／100g
ブルーUBEリィー ブルーベリードリンク	24	円／100ml
山口宇部牛100パーセントのまるごと宇部元気バーガー	59	円／1個
山口宇部名産 乾えび	65	円／100g
小川の外郎 宇部産緑茶	9	円／1個
岬通りまんじゅう	13	円／1個

やまぐちうべっちゃケーキ	1 3	円／1個
小野茶ケーキ	3 4	円／100g
ぐうですぐうのはちみつブルーベリーソース	4 7	円／100g
ときわ散歩道	1 5	円／1個
チョコクンのまち宇部	1 4	円／1個
山口県厚東川産かいがらあまのり	1, 2 9 6	円／100g
吉部たけのこ物語 吉部たけのこの旨煮	5 4	円／100g
吉部たけのこ物語 吉部炙りご飯	5 0	円／100g
小野茶サブレ	5 6	円／100g
肉厚 えいひれロール	5 0	円／100g
えいひれジャーキー	3 7	円／100g
おごっそ蟹 揚せんべい	5	円／1個
贈答用 プレミアム笑顔のきくらげ詰合せ	4 1 1	円／100g

\* 学校給食用に、製品の重量、価格が変更される場合は、補助額も変更するものとする。